

5月は自転車安全利用推進月間です！

～自転車の わがまま 気まま 事故のもと～

自転車は、こどもからお年寄りまで運転免許証がなくても運転することが出来る便利な乗り物です。

しかし、気軽な気持ちで運転したり、ルール違反や運転操作を誤ると重大な事故を引き起こすことがあります。



自転車保険の加入も
きちんとね！



☆ 自転車安全利用五則 ☆

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は厳禁
- 5 ヘルメットを着用



柘野交番だより

5月号

北警察署
493-0110
柘野交番
721-7114

令和5年春の全国交通安全運動

◆ 運動スローガン『さわやかに 笑顔で合図 ゆずり合い』

◆ 実施期間 令和5年5月11日(木)～5月20日(土)までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土)

- ◆ 運動重点
 - ◇ こどもを始めとする歩行者の安全の確保
 - ◇ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
 - ◇ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車利用者の皆さんへ

ヘルメット着用努力義務化

ヘルメットの着用は、年齢に関係なく全ての自転車利用者が対象です。大人もこどももヘルメットをかぶりましょう！！



京都府警察スローガン

千年を守る 未来を創る